

〔注意点〕

産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易+関税+輸入品商品税）の額が計上される。

列部門	9414-00	(控除) 輸入品商品税
-----	---------	-------------

(総務庁)

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ。）が課税される。

輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9413-00 (控除) 関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

第3節 粗付加価値部門

行部門	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

(経済企画庁)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

- ③ 福利厚生費……福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311-000～9313-000雇用者所得部門」、「9402-000資本減耗引当」及び「9403-000間接税（除関税・輸入品商品税）」に含まれている。

〔注意点〕

- ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「6421-01住宅賃貸料」に含まれる。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9313-000その他の給与及び手当」）に含まれる。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「9121-00 家計

消費支出」が、個々の食材又は「一般飲食店」等を投入することとして扱う。

- ② 列部門の家計外消費支出計（列生産額）と、行部門「9110-010宿泊・日当」,「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の合計（行生産額の合計）は一致する。

行部門	9311-000	賃金・俸給
	9312-000	社会保険料（雇用主負担）
	9313-000	その他の給与及び手当

（労働省）

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して最終的には、以下の項目より雇用者所得は構成されるものとする。

① 賃金・俸給

- 1) 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金（議員歳費を除く）

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費や、さらには雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、雇用者所得に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金 iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金 v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に

再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ) もロ) もそれに該当すると思われるが、昭和50年表以降はロ)のみを雇用者所得に含め、イ)については客から雇用者への移転とみている。

2) 議員歳費

国会議員及び地方議員の俸給のことである。

3) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む）
- 2) 厚生年金保険
- 3) 労働者災害補償保険
- 4) 雇用保険
- 5) 船員保険
- 6) 国家公務員等共済組合・同連合会
- 7) 地方公務員共済組合・同連合会
- 8) 地方議会議員共済会
- 9) 私立学校教職員共済組合
- 10) 農林漁業団体職員共済組合
- 11) 組合管掌健康保険（民間）
- 12) 組合管掌健康保険（地方公共団体）
- 13) 児童手当（民間分）
- 14) 児童手当（公務員等分）
- 15) 石炭鉱業年金基金
- 16) 厚生年金基金
- 17) 地方公務員災害補償基金
- 18) 消防団員等公務災害補償等共済基金

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

③ その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実に退職したものが受取る退職金とは相違する。

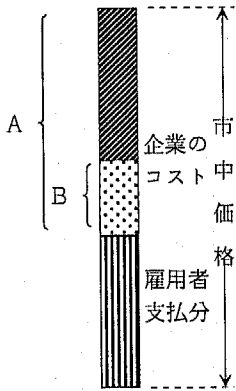
退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自

社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃



雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（左図Aに相当する部分を現物給与と考える。）。昭和45年表では、企業のコストから雇用者支払分を控除した額が雇用者所得に計上されていた（左図のBに相当する部分）。昭和50年以降の表で扱いを45年表と異にした理由は、

国民経済計算の考えに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、このやり方は合理性を欠いていることなどによる。

4) 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

行部門	9401-000	営業余剰
-----	----------	------

(経済企画庁)

(1) 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当及び純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス（帰属利子＝受取利子－支払利子）を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。（次図）

(2) 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

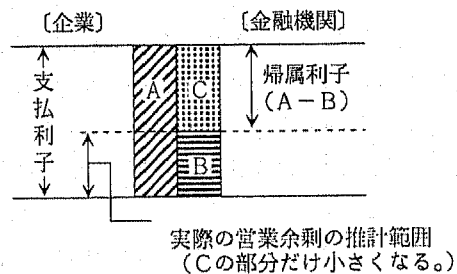
(3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業にのみ発生する。

〔変更点〕

平成元年4月1日から導入された消費税に関し、平成2年表においては、①納税額、②投資財の仕入れに係る消費税額（控除の対象）、③輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税額等が本部門に含まれていたが、平成7年表では①を「9403-000間接税（除関税・輸入品商品税）」に含め、②、③については平成2年表と同様の扱いとする。

〔注意点〕

昭和60年表までは、物品賃貸業の扱いについては、いわゆる使用者主義を採用していたため、賃貸を受けている使用動産の純賃貸料（実際に支払った粗賃貸料から当該賃貸物品の維持補修費及び減価償却費を控除したもの）も営業余剰に含まれるとしていた。しかし、平成2年表から、物品賃貸業は全て所有者主義により推計しているため、営業余剰は当該物品の所有部門に計上されている。



	A	B
金融機関	受取	支払
企業	支払	受取

行部門	9402-000	資本減耗引当
-----	----------	--------

(経済企画庁)

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

〔注意点〕

① 資本減耗引当の部門別推計は、昭和60年表までは原則と

して使用者主義によってきた。したがって、他からの借用資産も資本減耗引当の計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれていたが、平成2年表では、物品賃貸業の扱いを所有者主義に統一したため、資本減耗引当については、すべて所有産業に計上されることとなった。

- ② ただし、昭和60年表でも物品賃貸業のうちの列部門「8513-01電子計算機・同関連機器賃貸業」、「8513-02事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「8514-01貸自動車業」の3部門及び「6411-02不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計され、資本減耗引当については、所有産業に計上されていた。
- ③ 政府の建設物については、建物のみを計上する。

行部門	9403-000	間接税（除関税・輸入品商品税）
-----	----------	-----------------

（経済企画庁）

(1) 間接税は、財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

(2) 国税では消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が、間接税に相当する。

(3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課せられるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「6421-01住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

(4) 特別地方消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接税的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用者も、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等と

して認識しているのが普通である。

そこで、国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

(5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

〔変更点〕

平成元年4月1日から導入された消費税納税額のうち産業分は、平成2年表では、「9412-000営業余剰」に含まれていたが、平成7年表では本部門に含まれている。

行部門	9404-000	（控除）経常補助金
-----	----------	-----------

（経済企画庁）

(1) 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

(2) 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れ等は経常補助金と見なす。

〔別表〕平成7年(1995年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

次の表は、中央政府、地方政府及び特殊法人等の活動主体分類及びそれらが主に格付けられる部門名を示したものである。

今回は、生産活動主体分類の見直し結果と以下の考え方に基づき、大幅な見直しを行っている。

1 中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付けの意義

中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付けとは、当該機関(法人)の活動を、①産業(民間事業所(対企業民間非営利サービス生産者を含む。))又は公的企業)、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者(公務若しくは準公務)に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか(1機関(法人)=1アクティビティとは限らない。)の格付けを行う作業である。

これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。

(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府及び特殊法人等は対象とされないことが多い。このため国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、これをどの部門の生産額とするのが問題となる。中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付けは、これら機関(法人)の生産額を、どの部門の生産額に上乘せするのかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。

(2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府及び特殊法人等においても、これら機関(法人)の性格に応じて区分して扱う必要がある。

(3) 国内総固定資本形成について、その機関(法人)の資本形成が、公的(公的企業分を含む。)な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのかが明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。

また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関(法人)が、公的(公的企業を含む。)か民間か、そして、どの部門に該当するののかという格付けは不可欠のものである。

2 中央政府、地方政府及び特殊法人等の計数の取扱い

中央政府、地方政府及び特殊法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営利サー

ビス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」(「自然科学研究機関(国公立)★★」及び「人文科学研究機関(国公立)★★」のうち中央政府又は地方政府の機関であるものを除く。)及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」(「自然科学研究機関(国公立)★★」及び「人文科学研究機関(国公立)★★」のうち中央政府又は地方政府の機関であるもの)

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集約的消費支出」又は「地方政府集約的消費支出」となる。

(3) なお、「公的企業」に格付けされたものについては、その計数の取扱いにおいては、民間事業所と同一に扱われる。

ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成(公的)」に計上される。

(4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付けを行う。

ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動(発注者主体等の形態も含む。)である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類(産業連関表の行部門)が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「」書きで備考欄に示している。

3 別表に登載する範囲について

格付けは、「平成7年(1995年)産業連関表における生産活動主体分類について」(内容については、第2章第1節2(4)を参照。)に基づいて行っている。

なお、登載する機関（法人）の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 中央政府

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府

地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団及び港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路及び駐車場に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 特殊法人等

ア 特殊法人

特殊法人総覧（総務庁行政管理局監修）に登載され

たすべての特殊法人を範囲とする（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

イ 認可法人

ここでいう認可法人とは、平成7年12月25日閣議決定「当面の行政改革の推進方策について」における「いわゆる認可法人」をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。

例 健康保健組合・同連合会及び国民健康保健組合・同連合会についても、特殊法人である私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合や、認可法人である国家公務員等共済組合・同連合会等と、その性格、業務内容が同様であり、かつ、データも恒常的に捕捉できることから範囲に加える。